

小値賀町議会第二回臨時会は、平成二十四年三月三十日午後三時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十人

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-------|-----------|------|--------|----------|------|--------|------|-----------|
| 町長 | 副町長 | 教育長 | 会計管理者 | 総務課長兼財政課長 | 住民課長 | 産業振興課長 | 産業振興課専門幹 | 建設課長 | 診療所事務長 | 教育次長 | 農業委員会事務局長 |
| 西谷 | 筒井 | 熊脇 | 中川 | 吉元 | 西村 | 蛭子 | 升水 | 尾野 | 尾野 | 松本 | 松本 |
| 浩三 | 良一 | 英敏 | 一也 | 勝也 | 久之 | 晴市 | 裕司 | 英昭 | 孝三 | 充司 | 充司 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 大 田 一 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回臨時会

平成二十四年三月三十日（金曜日）

午後三時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（近藤育雄議員 ・ 松屋治郎議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 議案第二四号 古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第二五号 古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について

午後三時零分開会

議長（立石隆教）　こんにちは。

ただいまから平成二十四年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・近藤育雄議員、二番・松屋治郎議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第二四号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西　浩三）　改めましてこんにちは、どうも、本年度、第二回目の臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変ご多忙のところにもかかわらず、ご出席を賜りありがとうございます。

早速、議案第二四号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由についてご説明をいたします。今回の改正は、今般、小値賀町柳郷七七一番地一に古民家島暮らし体験交流館、近藤達男邸が完

成いたしました。これによりまして、本条例第二条に近藤達男邸を新たに追加する必要がありますので、ご提案を申し上げた次第でございます。これによりまして、昨年七月に四棟目の体験交流館がオープンしておりますので五軒となり、更なる観光客の誘致に繋がるものと期待をしております。

附則といたしまして、本条例は平成二十四年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

土川 議員

五番（土川重佳） この名称ですけれども、今までは、ひらがなで、四軒とも行なっておりますが、この漢字になった経緯と理由とか何かあるんですかね。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今までは、ひらがなにしておりましたけれども、誰の、どなたが寄付していただいたかと、そういうことも分かるようにしたいと思います。なお、パンフレット等につきましては、指定管理者の方で名前を一部変える可能性もあるかと思いますが、条例では近藤達男さんの家だったということにしたいということで、こういう名前にしております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二四号、古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二五号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第二五号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法、第二百四十四条の二第六項及び先程、議案第二四号でご承認いただきました古民家島暮らし体験交流館の設置及び管理に関する条例第三条の規定に基づき、ご提案するものでございまして、該当施設は、小値賀町柳郷七七一番地一に、新たに設置される古民家島暮らし体験交流館、近藤達男邸でございます。指定管理者にしようとする団体は、管理実績のある小値賀町笛吹郷二七九一番地一三の『株式会社 小値賀観光まちづくり公社』で、その指定の期間は、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までを考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いいたします。
議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二五号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二五号、古民家島暮らし体験交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十四年小値賀町議会第二回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様ございました。

― 午後 三時 六分 閉会 ―